

令和4年10月から

重度心身障がい者医療費支給制度の

現物給付の対象範囲を拡大します

現物給付とは

医療機関等の窓口で市が発行した受給者証を提示することにより、医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みです。

実施時期

令和4年10月診療分から

対象範囲の拡大内容

《現在》 新座市・志木市・朝霞市・和光市内の医療機関等での通院分

《令和4年10月以降》 埼玉県内の医療機関等での入通院分

※医療機関によっては、現物給付に対応していない場合もあります。

重度心身障がい者医療費			令和4年9月30日診療分まで			重度心身障がい者医療費			令和4年10月1日診療分から		
			朝霞・志木・和光・新座市内の医療機関等	左記以外の埼玉県内の医療機関等	埼玉県外の医療機関等				朝霞・志木・和光・新座市内の医療機関等	左記以外の埼玉県内の医療機関等	埼玉県外の医療機関等
加入 保険	国保 社保	通院	現物給付	償還払い		加入 保険	国保 社保	通院	現物給付		
		入院	償還払い		入院			償還払い			

※医療機関等…保険医療機関（医科・歯科）、保険薬局（調剤）、指定訪問看護事業所

※償還払い…医療機関等の窓口で医療費を支払い、領収書を申請書に添付して本市へ申請する方法。

現物給付の対象外となる場合 ⇒償還払い方式での申請となります。

- ・現物給付を行わない医療機関等を受診した場合
- ・一部負担金等（保険診療の自己負担分）が一医療機関につき月額21,000円以上の場合
- ・朝霞・志木・和光・新座市外で柔道整復等の施術機関を受診した場合  
柔道整復等の施術機関は、これまでどおり朝霞・志木・和光・新座市内で市長の指定する場に限りま。
- ・長期高額疾患（人工透析を要する慢性腎不全）の院外処方箋に伴う保険薬局での一部負担金
- ・【参考】後期高齢者医療保険に御加入の方

（問合せ）新座市総合福祉部 障がい者福祉課 給付係

電話048-424-8180